

事 業 主 様

西日本パッケージング健康保険組合

理 事 長 三木 秀一

「医療費のお知らせ」を活用した医療費控除について

平素は、健康保険組合の事業運営に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 29 年度税制改正により医療費控除の申告手続が改正され、これまでの医療費等の「領収書」に代わり、「医療費控除の明細書」を申告書に添付することとなりました（この場合「領収書」は 5 年間保存する必要があります。）。

これに伴い、当健康保険組合が毎年発行する「医療費のお知らせ」については「医療費控除の明細書」の添付書類として活用することができ、「医療費控除の明細書」への記載や「領収書」の保管が省略できるようになります。

つきましては、平成 30 年 2 月末に「医療費のお知らせ」を送付させていただきますので、下記事項にご留意の上、医療費控除の還付申告にお役立てください。確定申告の時期に合わせて早めに「医療費のお知らせ」を活用して医療費控除の還付申告をされる方は、お手元に届くまでお待ちいただきますよう何卒ご理解、ご了承のほどよろしく願います。

なお、医療費控除の還付申告に関するご質問等は、最寄りの税務署にお問い合わせください。

記

1 取扱い開始時期

平成 29 年分以降の所得税等に係る医療費控除の適用を受ける者が平成 30 年 1 月 1 日以後に提出する場合

2 「医療費のお知らせ」の送付時期

平成 30 年 2 月末

3 「医療費のお知らせ」に反映するもの

平成 29 年 1 月から平成 29 年 12 月受診分

4 「医療費のお知らせ」に反映されないもの

高額療養費、出産育児一時金等

5 注意事項

「医療費のお知らせ」の内容と実際に支払った医療費の額と異なる場合は、申告者自身で修正申告していただく必要があります。

以上